

① 証券取引法

第三十七条 証券会社は、顧客から証券取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの(第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。)の売買に関する注文を受けたときは、当該顧客の指示が取引所有価証券市場外で取引を行う旨の指示であることが明らかである場合を除き、取引所有価証券市場外で売買を成立させてはならない。

③ 証券会社に関する内閣府令

第五十九条の二 法第七十九条の二第七号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 株券
- 二 新株予約権付社債券
- 三 新株予約権証券
- 四 新株引受権証書
- 五 出資証券
- 六 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券
- 七 投資信託の受益証券
- 八 投資証券

② 証券会社に関する内閣府令

第二十七条 法第二十七条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 株券
- 二 新株予約権付社債券
- 三 削除
- 四 新株予約権証券
- 五 新株引受権証書
- 六 出資証券
- 七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券
- 八 投資信託の受益証券
- 九 投資証券